

Ⅲ 少年鑑別所

1 収容状況

令和３年における全国の少年鑑別所の１日平均収容人員は301人で、前年（343人）に比べ42人（12.2％（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））減少している。男女別では、男子が270人（構成比89.7％）、女子が31人（同10.3％）となっている。

最近10年間の１日平均収容人員の推移は、第１表のとおりであり、減少傾向にある。

平成24年を100とした指数で見ると、令和３年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が36（男子36、女子が39）となっている。

第１表 １日平均収容人員の推移

区 分	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	
人員	総数	830	762	683	613	533	464	447	378	343	301
	男	750	689	621	565	491	425	406	341	310	270
	女	80	73	62	48	42	39	40	37	33	31
指数	総数	100	92	82	74	64	56	54	46	41	36
	男	100	92	83	75	65	57	54	45	41	36
	女	100	91	78	60	53	49	50	46	41	39

（注）１ 統計表中の指数は小数第１位、構成比は小数第２位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

２ 少年鑑別所の統計表（以下記載を省略。）の１表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「21-00-01」。以下統計表番号のみ記載。）参照

2 新収容人員

令和３年における新収容人員は4,568人で、前年（5,197人）に比べ629人（12.1％）減少している。男女別では、男子が4,096人（構成比89.7％）、女子が472人（同10.3％）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第２表のとおりであり、減少傾向にある。

平成24年を100とした指数で見ると、令和３年は、総数が36（男子が36、女子が40）となっている。

第２表 新収容人員の推移

区 分	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	
人員	総数	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568
	男	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691	4,096
	女	1,181	1,109	943	719	659	609	617	573	506	472
指数	総数	100	92	81	73	64	57	53	46	41	36
	男	100	91	81	74	65	57	54	46	41	36
	女	100	94	80	61	56	52	52	49	43	40

（注）１ 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他（引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない（用語の解説参照）。

２ １表（21-00-01）参照

3 新収容者の年齢

令和3年における新収容者の人員は4,328人で、前年（4,912人）に比べ584人（11.9%）減少している。男女別では、男子が3,893人（構成比89.9%）、女子が435人（同10.1%）である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年（令和3年）の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が28.4%と最も高く、次いで18歳が21.8%、17歳が20.6%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の28.7%、18歳の22.1%に次いで、17歳が20.7%の順となっている。

女子は19歳の26.4%、17歳の19.5%に次いで、18歳が19.3%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少 少年				中間 少年			年長 少年				
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総数	4,328	571	80	185	306	1,531	640	891	2,226	943	1,231	52
	男	3,893	501	71	158	272	1,371	565	806	2,021	859	1,116	46
	女	435	70	9	27	34	160	75	85	205	84	115	6
構成比	総数	100.0	13.2	1.8	4.3	7.1	35.4	14.8	20.6	51.4	21.8	28.4	1.2
	男	100.0	12.9	1.8	4.1	7.0	35.2	14.5	20.7	51.9	22.1	28.7	1.2
	女	100.0	16.1	2.1	6.2	7.8	36.8	17.2	19.5	47.1	19.3	26.4	1.4
前年の構成比		100.0	12.5	1.2	4.4	6.9	35.1	14.2	21.0	52.4	22.8	28.3	1.2

（注）1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう（用語の解説参照）。

2 前年の構成比とは、前年（令和2年）の総数に対しての構成比である（以下この結果の概要において同じ。）。

3 6表（21-00-06）参照

4 新収容者の非行名

令和3年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が73.0%、特別法犯が23.5%、ぐ犯が3.5%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗（21.8%）、傷害（20.1%）、詐欺及び道路交通法（8.2%）の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗（男子21.2%、女子26.9%）が最も多く、次いで傷害（男子20.7%、女子14.5%）の順となっている。第3位以降は、男子は道路交通法（8.9%）、詐欺（8.1%）であり、女子はぐ犯（11.3%）、詐欺（9.7%）の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比			男	構成比		女	構成比	
総 数	4,328	100.0	(100.0)		3,893	100.0		435	100.0	
刑 法 犯	3,158	73.0	(75.4)		2,870	73.7		288	66.2	
公 務 執 行 妨 害	41	0.9	(0.5)		40	1.0		1	0.2	
放 火	16	0.4	(0.4)		11	0.3		5	1.1	
住 居 侵 入	76	1.8	(1.7)		70	1.8		6	1.4	
強制わいせつ・強制性交等	220	5.1	(5.2)		218	5.6		2	0.5	
殺 人	28	0.6	(0.7)		19	0.5		9	2.1	
傷 害	868	20.1	(19.2)		805	20.7		63	14.5	
過 失 運 転 致 死 傷	70	1.6	(1.4)		65	1.7		5	1.1	
窃 盗	942	21.8	(24.5)		825	21.2		117	26.9	
強 盗	93	2.1	(4.7)		92	2.4		1	0.2	
詐 欺	357	8.2	(6.8)		315	8.1		42	9.7	
恐 喝	201	4.6	(4.5)		185	4.8		16	3.7	
暴力行為等処罰に関する法律	37	0.9	(0.8)		34	0.9		3	0.7	
そ の 他	209	4.8	(5.0)		191	4.9		18	4.1	
特 別 法 犯	1,018	23.5	(21.3)		920	23.6		98	22.5	
覚 醒 剤 取 締 法	89	2.1	(1.4)		58	1.5		31	7.1	
道 路 交 通 法	354	8.2	(7.8)		346	8.9		8	1.8	
毒物及び劇物取締法	-	-	(0.0)		-	-		-	-	
そ の 他	575	13.3	(12.1)		516	13.3		59	13.6	
ぐ 犯	152	3.5	(3.3)		103	2.6		49	11.3	

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(21-00-07)から9表(21-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和3年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が70.5%、再入者が29.5%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	4,328	3,051	846	286	97	48
(構 成 比)	(100.0)	(70.5)	(19.5)	(6.6)	(2.2)	(1.1)
前年の構成比	100.0	67.9	20.8	7.4	2.7	1.1

(注) 12表(21-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

令和3年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが30.5%、該当なしが69.4%となっている。男女別では、該当ありの男子が31.5%、女子が21.4%、該当なしの男子が68.4%、女子が78.6%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（20.5%）、2号観察中（7.7%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
該	数	4,328	100.0 (100.0)	3,893	100.0	435	100.0
当	あり	1,319	30.5 (30.3)	1,226	31.5	93	21.4
1号観察中		887	20.5 (19.4)	837	21.5	50	11.5
2号観察中		335	7.7 (8.4)	311	8.0	24	5.5
試験観察中	補導委託	12	0.3 (0.3)	10	0.3	2	0.5
	在宅	66	1.5 (1.9)	55	1.4	11	2.5
刑執行猶予中		-	- (-)	-	-	-	-
施設在所中		19	0.4 (0.4)	13	0.3	6	1.4
該当なし		3,005	69.4 (69.5)	2,663	68.4	342	78.6
不詳		4	0.1 (0.2)	4	0.1	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (21-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和3年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.6%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.9%、同棲が2.8%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子79.1%、女子63.9%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が15.2ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が8.3%（男子7.9%）、同棲が7.1%（男子2.4%）、施設が6.4%（男子2.3%）、知人宅が4.4%（男子2.0%）、不定が3.2%（男子2.2%）、浮浪が2.5%（男子1.2%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区	分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総	数	4,328	100.0 (100.0)	3,893	100.0	435	100.0
家族と居住		3,359	77.6 (77.4)	3,081	79.1	278	63.9
同棲		123	2.8 (2.5)	92	2.4	31	7.1
アパート・下宿・間借り・寮		343	7.9 (7.9)	307	7.9	36	8.3
住込み		29	0.7 (0.7)	28	0.7	1	0.2
作業員宿舎		19	0.4 (0.4)	19	0.5	-	0.0
知人宅		95	2.2 (2.4)	76	2.0	19	4.4
施設		117	2.7 (2.3)	89	2.3	28	6.4
不良者の居所		30	0.7 (0.8)	21	0.5	9	2.1
浮浪		56	1.3 (1.7)	45	1.2	11	2.5
旅館・ホテル		25	0.6 (0.3)	18	0.5	7	1.6
不定		101	2.3 (2.8)	87	2.2	14	3.2
その他		21	0.5 (0.6)	20	0.5	1	0.2
不詳		10	0.2 (0.2)	10	0.3	-	0.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (21-00-17) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和3年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が38.5%、関係のない者が59.5%となっている。

なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、傷害（24.0%）、窃盗（21.0%）、道路交通法（13.6%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（21.6%）に次いで傷害（17.9%）、詐欺（9.3%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法（あり64.1%、なし34.2%）、過失運転致死傷（あり50.0%、なし45.7%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り	不良生徒・	地域不良	暴走族	暴力団	な し	不詳		
			学生集団	集 団						
総 数	100.0 [4,328]	38.5 [1,668]	5.3 [230]	27.3 [1,182]	4.6 [198]	1.3 [58]	59.5 [2,574]	2.0 [86]		
刑 法 犯	100.0	(100.0) (70.1)	37.0	5.8	25.5	4.5	1.3	(100.0) (74.5)	60.7	2.2
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.1)	46.3	2.4	43.9	-	-	(0.8)	48.8	4.9
放 火	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(0.6)	100.0	-
住 居 侵 入	100.0	(1.1)	25.0	9.2	14.5	1.3	-	(2.2)	75.0	-
強制わいせつ・強制性交等	100.0	(1.6)	12.3	4.1	7.7	0.5	-	(7.4)	86.8	0.9
殺 人	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(1.1)	100.0	-
傷 害	100.0	(24.0)	46.1	6.8	31.0	7.3	1.0	(17.9)	53.2	0.7
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(2.1)	50.0	5.7	37.1	2.9	4.3	(1.2)	45.7	4.3
窃 盗	100.0	(21.0)	37.3	6.1	26.6	3.4	1.2	(21.6)	58.9	3.8
強 盗	100.0	(2.5)	44.1	6.5	30.1	5.4	2.2	(1.9)	53.8	2.2
詐 欺	100.0	(6.5)	30.3	2.8	19.0	5.6	2.8	(9.3)	66.9	2.8
恐 喝	100.0	(5.8)	48.3	9.0	34.3	3.0	2.0	(3.9)	50.2	1.5
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.7)	32.4	5.4	13.5	10.8	2.7	(1.0)	67.6	-
そ の 他	100.0	(3.7)	29.2	4.3	21.1	3.3	0.5	(5.5)	67.5	3.3
特 別 法 犯	100.0	(27.3)	44.7	4.2	33.7	5.2	1.6	(21.4)	54.0	1.3
覚 醒 剤 取 締 法	100.0	(2.5)	47.2	2.2	33.7	1.1	10.1	(1.8)	51.7	1.1
道 路 交 通 法	100.0	(13.6)	64.1	6.5	44.6	12.4	0.6	(4.7)	34.2	1.7
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
そ の 他	100.0	(11.2)	32.3	3.1	27.0	1.4	0.9	(14.9)	66.6	1.0
ぐ ぐ 犯	100.0	(2.6)	28.3	3.3	21.7	2.6	0.7	(4.2)	70.4	1.3
前 年 の 構 成 比	100.0		37.5	5.8	26.3	4.0	1.4		60.2	2.3

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。
- 2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。
- 3 21表（21-00-21）参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和3年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は17.3%、使用していない者（同「なし」）は82.0%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は17.1%、女子は19.5%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が13.6%、覚醒剤が1.8%、麻薬・あへんが1.2%となっており、大麻が高率となっているが、女子は大麻が8.3%、覚醒剤が7.8%、麻薬・あへんが2.3%となっており、大麻と覚醒剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	4,328	100.0	(100.0)	3,893	100.0	435	100.0
あ	り	750	17.3	(16.3)	665	17.1	85	19.5
麻	薬・あへん	55	1.3	(1.6)	45	1.2	10	2.3
大	麻	567	13.1	(12.4)	531	13.6	36	8.3
覚	醒	103	2.4	(1.6)	69	1.8	34	7.8
有	機	2	0.0	(0.1)	2	0.1	-	-
指	定	2	0.0	(0.0)	2	0.1	-	-
そ	の	21	0.5	(0.6)	16	0.4	5	1.1
な	し	3,547	82.0	(82.8)	3,203	82.3	344	79.1
不	詳	31	0.7	(0.9)	25	0.6	6	1.4

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表 (21-00-21) 参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和３年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が56.4%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が30.3%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が38.5%と最も高く、次いで少年院送致が31.7%、試験観察が15.4%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が83.3%と最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が63.0%、検察官送致が59.5%、少年院送致が54.7%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

審判決定等		総 数	保 護 処 分			知事・ 児童 相談 所長 送致	検 察 官 送 致	審判 不開 始・ 不処 分	観護 措置 の取 消し	試験 観 察	その他	
			保護	児童自 立支援 施設・ 児童養 護施設 送致	少年院							
			観 察		送 致							
鑑別判定												
人 員	総数	4,328	1,666	106	1,374	27	103	25	359	666	2	
	保 護 不 要	16	14	-	1	-	-	-	-	1	-	
	在 宅 保 護 { 保 護 観 察	1,310	1,091	1	13	2	-	6	39	158	-	
	少 年 院 送 致 { そ の 他	20	2	-	2	13	-	-	-	3	-	
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	2,440	535	17	1,334	1	14	13	47	478	1	
	保 護 不 適 { 検 察 官 送 致	138	12	87	4	11	-	1	-	23	-	
	保 護 不 適 { そ の 他	42	3	-	12	-	25	-	2	-	-	
	保 判 定 未 了 他	3	-	-	-	-	-	-	2	-	1	
保 判 定 未 了 他	67	9	-	7	-	22	-	28	1	-		
そ の 他	254	-	-	-	-	18	2	234	-	-		
そ の 他	38	-	1	1	-	24	3	7	2	-		
構 成 比	総数	(100.0)	100.0	38.5	2.4	31.7	0.6	2.4	0.6	8.3	15.4	0.0
	保 護 不 要	(0.4)	100.0	87.5	-	6.3	-	-	-	6.3	-	-
	在 宅 保 護 { 保 護 観 察	(30.3)	100.0	83.3	0.1	1.0	0.2	-	0.5	3.0	12.1	-
	少 年 院 送 致 { そ の 他	(0.5)	100.0	10.0	-	10.0	65.0	-	-	15.0	-	-
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(56.4)	100.0	21.9	0.7	54.7	0.0	0.6	0.5	1.9	19.6	0.0
	保 護 不 適 { 検 察 官 送 致	(3.2)	100.0	8.7	63.0	2.9	8.0	-	0.7	-	16.7	-
	保 護 不 適 { そ の 他	(1.0)	100.0	7.1	-	28.6	-	59.5	-	4.8	-	-
	保 判 定 未 了 他	(0.1)	100.0	-	-	-	-	-	-	66.7	-	33.3
	保 判 定 未 了 他	(1.5)	100.0	13.4	-	10.4	-	32.8	-	41.8	1.5	-
	保 判 定 未 了 他	(5.9)	100.0	-	-	-	-	7.1	0.8	92.1	-	-
	そ の 他	(0.9)	100.0	-	2.6	2.6	-	63.2	7.9	18.4	5.3	-
	そ の 他											

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表 (21-00-28) 参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和３年における鑑別の受付人員は9,954人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の92.8%に当たる9,234人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別
			自所 収容者	在宅者	その他		矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等	
人員 (構成比)	9,954 (100.0)	4,995 (50.2)	4,764 (47.9)	231 (2.3)	－ (－)	3,577 (35.9)	1,206 (12.1)	2,365 (23.8)	6 (0.1)	1,382 (13.9)

(注) 3表(21-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係				法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別
			自所 収容者	在宅者	その他		矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等	
人員 (構成比)	9,234 (100.0)	4,250 (46.0)	4,030 (43.6)	220 (2.4)	－ (－)	3,601 (39.0)	1,217 (13.2)	2,378 (25.8)	6 (0.1)	1,383 (15.0)

(注) 3表(21-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

令和３年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は4,648人で、前年（5,265人）に比べ617人（11.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が4,175人（構成比89.8%）、女子が473人（同10.2%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が1,666人と最も多く、次いで少年院送致が1,381人、試験観察が666人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区 分	総 数	保 護 処 分			知 事 ・ 児 童 相 談 所 長 送 致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	観 護 措 置 の 取 消 し	試 験 観 察	鑑 別 の た め の 少 年 鑑 別 所 へ の 収 容 の 終 了	仮 収 容 の 終 了	そ の 他	
		保 護 観 察	児 童 自 立 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 送 致	少 年 院 送 致									
人 員	総 数	4,648	1,666	106	1,381	27	103	25	359	666	22	27	266
	男	4,175	1,497	86	1,260	18	98	23	328	587	21	21	236
	女	473	169	20	121	9	5	2	31	79	1	6	30
(構 成 比)		(100.0)	(35.8)	(2.3)	(29.7)	(0.6)	(2.2)	(0.5)	(7.7)	(14.3)	(0.5)	(0.6)	(5.7)
前 年 の 構 成 比		100.0	35.3	1.5	30.9	0.6	2.1	1.0	9.2	12.7	0.6	0.7	5.4

(注) 1表(21-00-01)参照

Ⅳ 少年院

1 収容状況

令和３年における全国の少年院の１日平均収容人員は１,３９３人で、前年（１,６１６人）に比べ２２３人（１３.８％）減少している。男女別では、男子が１,２５９人（構成比９０.４％）、女子が１３３人（同９.５％）となっている。

最近１０年間の１日平均収容人員の推移は、第１表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成２４年を１００とした指数で見ると、令和３年は、総数が４３（男子４３、女子４４）となっている。

第１表 １日平均収容人員の推移

区 分		平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
人 員	総数	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393
	男	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851	1,612	1,475	1,259
	女	305	286	260	221	202	183	160	165	141	133
指 数	総数	100	95	87	82	77	68	63	55	50	43
	男	100	95	88	83	78	69	64	55	51	43
	女	100	94	85	72	66	60	52	54	46	44

（注）少年院の統計表（以下記載を省略。）の１表（21-00-01）参照

2 新収容者の人員

令和３年における新収容者の人員は１,３７７人で、前年（１,６２４人）に比べ２４７人（１５.２％）減少している。男女別では、男子が１,２５８人（構成比９１.４％）、女子が１１９人（同８.６％）となっている。

最近１０年間の新収容者の人員の推移は、第２表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成２４年を１００とした指数で見ると、令和３年は、総数が３９（男子が３９、女子が４１）となっている。

第２表 新収容者の人員の推移

区	分	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
人員	総数	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377
	男	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487	1,258
	女	292	278	219	205	194	148	175	133	137	119
指数	総数	100	91	82	78	73	61	60	49	46	39
	男	100	91	83	79	74	62	60	50	46	39
	女	100	95	75	70	66	51	60	46	47	41

（注）１ 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう（用語の解説参照）。

２ ４表（21-00-04）参照

3 新収容者の年齢

令和3年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（1,377人）について年齢別構成比を見ると、19歳が32.3%と最も高く、次いで18歳が25.7%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（32.1%）、18歳（26.2%）、17歳（20.4%）の順であり、女子は19歳（34.5%）に次いで17歳（21.0%）、18歳（20.2%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では、男子女子ともに年長少年（男子55.8%、女子58.3%）が高く、SE・SA対象者以外においても、男子女子ともに年長少年（男子58.8%、女子54.2%）が高かった。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区 分	総 数	年 少 年			中 間 年			年 長 年			年 長 年			
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	18歳	19歳	20歳以上	20歳以上	20歳以上
人 員	総	1,377	123	7	25	91	454	172	282	800	354	445	1	
	男	1,258	110	5	22	83	413	156	257	735	330	404	1	
	女	119	13	2	3	8	41	16	25	65	24	41	-	
構 成	総	100.0	8.9	0.5	1.8	6.6	33.0	12.5	20.5	58.1	25.7	32.3	0.1	
	男	100.0	8.7	0.4	1.7	6.6	32.8	12.4	20.4	58.4	26.2	32.1	0.1	
	女	100.0	10.9	1.7	2.5	6.7	34.5	13.4	21.0	54.6	20.2	34.5	-	
比	前 年 の 構 成 比	100.0	8.7	0.2	2.6	5.9	35.9	13.4	22.5	55.4	25.1	30.3	0.1	
	矯正教育課程													
	SE・SA対象者	100.0	4.2	-	1.2	3.0	40.0	12.7	27.3	55.8	23.6	31.5	0.6	
	SE・SA対象者以外	100.0	16.7	-	-	16.7	25.0	-	25.0	58.3	16.7	41.7	-	
	SE・SA対象者以外	100.0	9.4	0.5	1.8	7.1	31.7	12.4	19.4	58.8	26.6	32.2	-	
	SE・SA対象者以外	100.0	10.3	1.9	2.8	5.6	35.5	15.0	20.6	54.2	20.6	33.6	-	

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。
2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。
3 20表（21-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

令和3年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.3%と最も高く、次いで第3種が2.7%、第2種が2.0%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が87.1%を占めており、SE・SA対象者は12.9%である。

第4表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比

種類		総 数	第1種	第2種	第3種
矯正教育課程	総	1,377	1,312	28	37
	数	(100.0)	(95.3)	(2.0)	(2.7)
SE・SA対象者	177	(12.9)	177	-	-
	SE・SA対象者以外	1,200	1,135	28	37
前 年 の 構 成 比		100.0	94.4	3.1	2.5

- (注) 1 () 内の数は、新収容者総数（1,337名）に対する構成比である。
2 7表（21-00-07）参照

5 新収容者の非行名

令和3年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が74.7%、特別法犯が21.7%、ぐ犯が3.6%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（21.6%）、傷害（19.7%）、詐欺（9.7%）、道路交通法（6.2%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（21.5%）、傷害（20.2%）、詐欺（9.7%）、道路交通法（6.7%）、女子は窃盗（22.7%）が最も高く、次いで覚醒剤取締法（15.1%）、傷害（14.3%）、ぐ犯（10.9%）となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非	行	名	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総		数	1,377	100.0	(100.0)	1,258	100.0	119	100.0
刑	法	犯	1,029	74.7	(79.9)	959	76.2	70	58.8
公	務	執	6	0.4	(0.4)	6	0.5	—	—
放		火	4	0.3	(0.6)	3	0.2	1	0.8
住	居	入	18	1.3	(0.7)	17	1.4	1	0.8
強	制	わいせつ・強制性交等	81	5.9	(5.7)	80	6.4	1	0.8
殺		人	15	1.1	(1.1)	8	0.6	7	5.9
傷		害	271	19.7	(19.1)	254	20.2	17	14.3
過	失	運	38	2.8	(2.1)	37	2.9	1	0.8
窃		盗	297	21.6	(26.2)	270	21.5	27	22.7
強		盗	63	4.6	(7.9)	62	4.9	1	0.8
詐		欺	133	9.7	(7.5)	122	9.7	11	9.2
恐		喝	51	3.7	(4.4)	50	4.0	1	0.8
暴	力	行	4	0.3	(0.7)	4	0.3	—	—
そ	の	他	48	3.5	(3.4)	46	3.7	2	1.7
特	別	法	299	21.7	(17.5)	263	20.9	36	30.3
覚	醒	剤	57	4.1	(2.5)	39	3.1	18	15.1
道	路	交	85	6.2	(5.4)	84	6.7	1	0.8
毒	物	及	—	—	(0.1)	—	—	—	—
そ	の	他	157	11.4	(9.4)	140	11.1	17	14.3
ぐ		犯	49	3.6	(2.6)	36	2.9	13	10.9

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。
2 () 内の数は、前年の構成比である。
3 4表(21-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

令和3年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が82.4%、再入者が17.6%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	1,377	1,135	211	31	-
(構 成 比)	(100.0)	(82.4)	(15.3)	(2.3)	(-)
前 年 の 構 成 比	100.0	81.4	16.1	2.4	0.1

(注) 21表 (21-00-21) 参照。

なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

令和3年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）32.4%、使用していない者（同「なし」）67.3%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（23.5%）、覚醒剤（5.4%）、麻薬・あへん（2.0%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が31.7%であるのに対し、女子が39.5%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻（24.2%）、覚醒剤（4.3%）、麻薬・あへん（1.7%）の順となっている。これに対し、女子は覚醒剤が最も高く（17.6%）、次いで大麻（16.0%）、麻薬・あへん（4.2%）の順となっており、男子に比べ女子は覚醒剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,377	100.0 (100.0)	1,258	100.0	119	100.0
あ り	446	32.4 (25.3)	399	31.7	47	39.5
麻 薬 ・ あ へ ん	27	2.0 (2.2)	22	1.7	5	4.2
大 麻	324	23.5 (18.9)	305	24.2	19	16.0
覚 醒 剤	75	5.4 (3.2)	54	4.3	21	17.6
有 機 溶 剤	2	0.1 (0.2)	2	0.2	-	-
指 定 薬 物	2	0.1 (0.1)	2	0.2	-	-
そ の 他	16	1.2 (0.7)	14	1.1	2	1.7
な し	927	67.3 (74.3)	855	68.0	72	60.5
不 詳	4	0.3 (0.4)	4	0.3	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表 (21-00-10) 参照

8 新収容者の共犯関係

令和3年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者は42.2%、共犯関係がない者は50.8%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（29.7%）、不良集団（5.2%）、学校仲間及び職場仲間（1.1%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が43.0%、女子が33.6%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子30.4%、女子21.8%）が最も高く、次いで男子が不良集団（5.6%）、学校仲間（1.2%）、女子は行きずり（3.4%）、職場仲間及び不良集団（0.8%）となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,377	100.0 (100.0)	1,258	100.0	119	100.0
あ り	581	42.2 (46.1)	541	43.0	40	33.6
学 校 仲 間	15	1.1 (1.4)	15	1.2	—	—
遊 び 仲 間	409	29.7 (32.1)	383	30.4	26	21.8
職 場 仲 間	15	1.1 (1.0)	14	1.1	1	0.8
施 設 仲 間	9	0.7 (0.2)	9	0.7	—	—
親 族	10	0.7 (0.2)	10	0.8	—	—
行 き ず り	11	0.8 (0.8)	7	0.6	4	3.4
不 良 集 団	71	5.2 (7.6)	70	5.6	1	0.8
そ の 他	41	3.0 (2.6)	33	2.6	8	6.7
な し	700	50.8 (47.7)	629	50.0	71	59.7
不 詳	96	7.0 (6.2)	88	7.0	8	6.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (21-00-17) 参照

9 新収容者の非行時の身上

令和3年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者は58.9%、該当のない者は41.1%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が38.5%と最も高く、次いで2号観察中が14.7%、試験観察中が4.7%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者（60.1%）が該当のない者（39.9%）を上回っているが、女子は該当のない者（53.8%）が該当のある者（46.2%）を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,377	100.0 (100.0)	1,258	100.0	119	100.0
該 当 あ り	811	58.9 (56.5)	756	60.1	55	46.2
1 号 観 察 中	530	38.5 (35.0)	503	40.0	27	22.7
2 号 観 察 中	203	14.7 (15.9)	189	15.0	14	11.8
試験観察中	11	0.8 (0.6)	10	0.8	1	0.8
補導委託 在 宅	54	3.9 (4.3)	45	3.6	9	7.6
刑 執 行 猶 予 中	—	— (—)	—	—	—	—
施 設 在 所 中	13	0.9 (0.6)	9	0.7	4	3.4
該 当 な し	566	41.1 (43.5)	502	39.9	64	53.8
不 詳	—	— (—)	—	—	—	—

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (21-00-12) 参照

10 新収容者の非行時の職業

令和３年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の49.3%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が25.3%、学生・生徒が25.1%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が33.7%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.5%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・生徒	その他	
総数	1377	1	10	11	48	21	10	2	37	464	38	37	345	349	4
(構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.7)	(0.8)	(3.5)	(1.5)	(0.7)	(0.1)	(2.7)	(33.7)	(2.8)	(2.7)	(25.1)	(25.3)	(0.3)
前年の構成比	100.0	0.2	0.9	1.0	3.0	1.4	0.5	0.2	2.3	31.2	1.9	2.5	25.9	28.4	0.6

(注) 26表 (21-00-26) 参照

11 新収容者の教育程度

令和３年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.5%、次いで中学校卒業が23.0%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は5.7%、高等学校在学中の者の占める割合は19.6%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く（SE・SA対象者25.4%、SE・SA対象者以外29.3%）、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている（SE・SA対象者68.4%、SE・SA対象者以外68.2%）。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校					高等 学校					その他
			在学	卒業	その他	不詳		在学	中退	卒業	不詳	
総数	100.0	28.8	5.7	23.0	-	-	68.2	19.6	40.5	8.1	-	3.1
	(1,377)	(396)	(79)	(317)	(-)	(-)	(939)	(270)	(558)	(111)	(-)	(42)
男	100.0	28.9	5.5	23.4	-	-	68.0	19.0	41.0	8.0	-	3.0
女	100.0	26.9	8.4	18.5	-	-	69.7	26.1	35.3	8.4	-	3.4
前年の構成比	100.0	27.0	6.3	20.7	0.1	-	69.3	19.1	43.6	6.5	0.1	3.7
SE・SA対象者	100.0	25.4	3.4	22.0	-	-	68.4	18.6	33.9	15.8	-	6.2
SE・SA対象者以外	100.0	29.3	6.1	23.2	-	-	68.2	19.8	41.5	6.9	-	2.6

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (21-00-24) 参照

12 新収容者の不良集団関係

令和３年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者は49.2%、関係のない者は49.0%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が35.7%と最も高く、次いで暴走族が5.7%、不良生徒・学生集団が5.0%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が42.4%、SE・SA対象者以外が50.3%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,377人中、実父母450人、実父114人、実母554人、実父義母27人、義父実母173人、養父（母）16人、その他38人、なし5人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

不良集団		総数	あり					なし	不詳
			あり	不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族	暴力団		
矯正教育課程・保護者									
矯正教育課程	総数	100.0 (1,377)	49.2 (678)	5.0 (69)	35.7 (492)	5.7 (78)	2.8 (39)	49.0 (675)	1.7 (24)
	SE・SA対象者	100.0	42.4	3.4	33.9	5.1	－	55.9	1.7
	SE・SA対象者以外	100.0	50.3	5.3	36.0	5.8	3.3	48.0	1.8
前年の構成比		100.0	45.0	4.7	32.3	5.3	2.6	53.1	2.0
保護者	実父母	100.0	45.6	5.3	31.6	5.6	3.1	53.8	0.7
	実父	100.0	46.5	5.3	33.3	4.4	3.5	52.6	0.9
	実母	100.0	53.1	5.1	39.0	6.3	2.7	44.2	2.7
	実父義母	100.0	37.0	3.7	25.9	7.4	－	51.9	11.1
	義父実母	100.0	50.9	4.6	40.5	4.6	1.2	49.1	－
	養父（母）	100.0	37.5	6.3	12.5	6.3	12.5	56.3	6.3
	その他	100.0	50.0	2.6	36.8	5.3	5.3	47.4	2.6
	なし	100.0	60.0	－	60.0	－	－	40.0	－
不詳		...	...	...	...	...	...	...	...

（注）1 （ ）内の数は、実人員である。

2 27表（21-00-27）及び31表（21-00-31）参照

3 令和３年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和３年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者は74.8%、ない者は25.2%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が42.5%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が16.8%、少年院送致が13.1%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は92.1%に当たる949人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が23.1%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が21.8%、1月を超え3月以内が17.1%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区 分	総 数	あり	保護処分			知事・児 童相談所 長送致	検察官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	刑 の 執 行 ・ 執 行 猶 予 等	なし	不詳	
			保 護 観 察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送 致							
人 員 {	総数	1,377	1,030	585	17	180	4	12	232	-	347	-
	男	1,258	972	555	13	166	4	12	222	-	286	-
	女	119	58	30	4	14	-	-	10	-	61	-
構成比 {	総数	100.0	74.8	42.5	1.2	13.1	0.3	0.9	16.8	-	25.2	-
	男	100.0	77.3	44.1	1.0	13.2	0.3	1.0	17.6	-	22.7	-
	女	100.0	48.7	25.2	3.4	11.8	-	-	8.4	-	51.3	-
前 年 の 構 成 比		100.0	73.3	39.5	1.3	12.8	0.3	1.0	18.4	-	26.7	-
処 分 あ り		<100.0>	1,030	585	17	180	4	12	232	-		
			(100.0)	(56.8)	(1.7)	(17.5)	(0.4)	(1.2)	(22.5)	(-)		
前回処分後の非行		<92.1>	[100.0]	949	544	15	172	4	6	208	-	
1 月 以 内			[6.8]	65	30	3	14	-	1	17	-	
3 月 以 内			[17.1]	162	106	2	27	-	1	26	-	
6 月 以 内			[21.8]	207	129	2	40	-	2	34	-	
1 年 以 内			[23.1]	219	137	2	44	1	2	33	-	
1年6月以内			[12.2]	116	59	3	21	-	-	33	-	
2 年 以 内			[8.4]	80	42	-	10	-	-	28	-	
2年を超える			[10.5]	100	41	3	16	3	-	37	-	
前回処分前の非行		<7.6>		78	40	-	8	-	6	24	-	
施設在所中の非行		<0.3>		3	1	2	-	-	-	-	-	
不詳		<->		-	-	-	-	-	-	-	-	

（注）１ （ ）内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

２ 14表（21-00-14）参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

令和3年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が710人、支援教育課程（N）が411人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が177人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（149人）、傷害（136人）、詐欺（77人）、支援教育課程は窃盗（98人）、傷害（75人）、詐欺（35人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は傷害（45人）、窃盗（33人）、道路交通法（30人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非	行	名	総数	S	S以外				
						E	A	N	D
総		数	1,377 (100.0)	177 (12.9)	1,200 (87.1)	42 (3.1)	710 (51.6)	411 (29.8)	37 (2.7)
刑	法	犯	1,029	133	896	36	528	312	20
公	務	執	6	-	6	1	2	3	-
放		行	4	-	4	1	1	2	-
住	居	侵	18	2	16	2	8	6	-
強	制	わいせつ・強	81	8	73	3	36	33	1
殺		制	15	-	15	-	6	5	4
傷		害	271	45	226	9	136	75	6
過	失	運	38	5	33	1	20	12	-
窃	運	転	297	33	264	13	149	98	4
強		致	63	7	56	1	38	17	-
詐		死	133	18	115	2	77	35	1
恐		傷	51	7	44	2	26	15	1
暴	力	喝	4	2	2	-	1	1	-
そ	の	他	48	6	42	1	28	10	3
特	別	法	299	41	258	4	170	71	13
覚	せ	取	57	1	56	1	34	15	6
道	路	通	85	30	55	1	30	23	1
毒	物	及	-	-	-	-	-	-	-
そ	の	物	157	10	147	2	106	33	6
ぐ		犯	49	3	46	2	12	28	4
前	年	の	100.0	14.4	85.6	3.1	53.3	26.7	2.5
	構	成							

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表 (21-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

令和３年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者242人（構成比17.6％）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年６月以降に出院した者は242人（構成比17.6％）であり、平成27年５月以前に出院した者はいない。

前回の処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回の処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（Ａ）の者（128人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（Ａ）の120人が最多である。次に多い支援教育課程（Ｎ）の者（61人）の今回矯正教育課程についても支援教育課程（Ｎ）の30人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等 今回矯正教育課程	総数	処遇課程										矯正教育課程						なし
		S	O	G	V	E	H	P	M	SE, SA 対象者	E	A	N	D				
総数	1,377 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	242 (17.6)	38 (2.8)	13 (0.9)	128 (9.3)	61 (4.4)	2 (0.1)	1,135 (82.4)	
SE・SA	177	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177	
E	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	
A	710	-	-	-	-	-	-	-	-	-	191	31	12	120	28	-	519	
N	411	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	7	1	4	30	-	369	
D	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	4	3	2	28	

（注）１ 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照

２ （ ）内の数は、新収容者総数（1,377名）に対する構成比である。

３ 30表（21-00-30）参照

16 出院者の人員

令和３年における出院者の人員は1,567人で、前年に比べ131人（7.7%）減少している。これを男女別に見ると、男子が1,444人（構成比92.2%）、女子が123人（同7.8%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が7人（構成比0.4%）、仮退院が1,560人（同99.6%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区	分	平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
人員	{ 総数 男 女	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698	1,567
		3,142	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551	1,444
		298	313	270	233	206	193	150	164	147	123
人員	{ 退院 仮退院	19	9	4	8	7	6	10	12	6	7
		3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560
構成比	{ 総数 退院 仮退院	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4
		99.4	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6	99.6

（注） 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（21-00-01）参照

17 仮退院者の在院期間

令和３年における仮退院者のうち、ＳＥ・ＳＡ対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が47.6%と最も高く、次いで120～140日が40.2%、162～182日が7.9%の順となっている。

第17表 仮退院者（ＳＥ・ＳＡ対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人 員		189	-	-	1	2	76	90	15	5
構成比		100.0	-	-	0.5	1.1	40.2	47.6	7.9	2.6
		(100.0)	(-)	(0.4)	(0.4)	(-)	(42.7)	(52.5)	(2.7)	(1.2)

（注） 1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 37表（21-00-37）参照

次に、S E・S A対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が58.2%と最も高く、次いで361～450日が30.7%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（S E・S A対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員	1,371	1	4	798	421	67	41	16	23
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	0.1 (-)	0.3 (0.2)	58.2 (55.9)	30.7 (31.8)	4.9 (6.1)	3.0 (2.2)	1.2 (1.4)	1.7 (2.4)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (21-00-36) 参照

18 出院者の職業指導

令和3年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.7%に当たる1,547人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が34.3%と最も多く、次いで農園芸が21.8%、情報処理が10.1%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人 員	構 成 比
総 数	1,567	100.0 (100.0)
木 工	156	10.0 (8.7)
陶 芸	131	8.4 (11.4)
農 園 芸	342	21.8 (17.0)
溶 接	73	4.7 (6.2)
職業生活設計指導	537	34.3 (37.9)
自動車整備	3	0.2 (0.1)
情報処理	158	10.1 (7.3)
電気工事	10	0.6 (0.5)
土木・建築	28	1.8 (1.8)
手 芸	26	1.7 (1.6)
伝統工芸	22	1.4 (1.3)
給排水設備	3	0.2 (0.2)
介護福祉	4	0.3 (0.3)
その他	54	3.4 (3.8)
な し	20	1.3 (2.0)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (21-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和３年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の60.3%に当たる945人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に溶接技能者（13.3%）、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（13.1%）、危険物取扱者（8.9%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男子は溶接技能者（14.4%）が最も高く、女子は情報・通信技術、OA機器操作関連資格（56.1%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の39.3%に当たる616人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に珠算検定（8.4%）、高卒認定試験（認定試験合格）（7.4%）、高卒認定試験（一部科目合格）（7.0%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（認定試験合格）（7.6%）が最も高く、女子は珠算検定（女子43.1%）が最も高くなっており、次いで男子が高卒認定試験（一部科目合格）（6.8%）、珠算検定（5.5%）、女子は高卒認定試験（一部科目合格）（9.8%）、事務関係資格（5.7%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,567	100.0	1,444	100.0	123	100.0	1,567	100.0	1,444	100.0	123	100.0
溶 接 技 能 者	208	13.3	208	14.4	-	-	-	-	-	-	-	-
珠 算 検 定	-	-	-	-	-	-	132	8.4	79	5.5	53	43.1
自 動 車 整 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	205	13.1	136	9.4	69	56.1	-	-	-	-	-	-
電 気 工 事 士	6	0.4	6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
危 険 物 取 扱 者	140	8.9	131	9.1	9	7.3	-	-	-	-	-	-
大型特殊自動車運転免許	45	2.9	42	2.9	3	2.4	-	-	-	-	-	-
販売・サービス関係資格	2	0.1	-	-	2	1.6	-	-	-	-	-	-
事 務 関 係 資 格	-	-	-	-	-	-	7	0.4	-	-	7	5.7
消 防 設 備 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	24	1.5	13	0.9	11	8.9	-	-	-	-	-	-
電 気 主 任 技 術 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液 化 石 油 ガ ス 設 備 士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
配 管 技 能 士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造 園 技 能 士	2	0.1	2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
建 築 大 工 技 能 士	3	0.2	3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	1	0.1	1	0.1	-	-
高卒認定試験（一部科目合格）	-	-	-	-	-	-	110	7.0	98	6.8	12	9.8
高卒認定試験（認定試験合格）	-	-	-	-	-	-	116	7.4	110	7.6	6	4.9
そ の 他	309	19.7	308	21.3	1	0.8	250	16.0	236	16.3	14	11.4
な し	622	39.7	594	41.1	28	22.8	951	60.7	920	63.7	31	25.2

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（21-00-42）及び43表（21-00-43）参照